

奈良県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成二十六年四月十五日

奈良県知事 荒井正吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社 Office元氣	北葛城郡河合町大字西穴闇四二九	デイサービズげんき	北葛城郡河合町星山坊二四一三	居宅サービスの種類	平成二十六年四月一日
社会福祉法人三養福祉会	大阪府門真市大字桑才二九四一五	今井デイサービスセンター	橿原市今井町三一三一二	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十六年四月一日
合同会社 ライフパートナー 希望	大和高田市大字今里川合方九六一二九	居宅介護支援事業所ライフパートナー希望	大和高田市大字今里川合方九六一二九	居宅介護支援事業	平成二十六年四月一日
株式会社 夢工房	橿原市葛本町七三一	リハビリデイサービスカミ	橿原市葛本町七三一	通所介護及び介護予防通所介護	平成二十六年四月一日

社用具貸与及び 特定介護予防福 社用具販売